

見 積 依 頼 書

令和8年2月3日

1 契約担当官等
分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 豊田 一徳

2 調達内容
(1) 件名
抵抗計ほか2件
(2) 数量及び規格
仕様書(別紙1)のとおり
(3) 納入期限
令和8年3月30日(月)
(4) 納入場所
関東管区警察局長野県情報通信部

3 見積りの方法
(1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。
(2) 見積額は、消費税を含む総価を記載すること。
当該金額の1円未満の端数は、切り捨てること。
(3) 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。
ア 金額を訂正した見積書
イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書
ウ 不當に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書
エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

4 契約の相手方の決定方法
契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件を全て満たし、当該参加者の見積価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。
契約の相手方となった業者は、速やかに見積内訳書を提出すること。
なお、同価の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施する。

5 参加者に必要な資格
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 見積書等の提出場所等
(1) 見積書等の提出場所及び期限
ア 場 所 〒380-8510 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁10階
関東管区警察局長野県情報通信部通信庶務課経理係
電話番号 026-233-0110
電子メール nagano.CGA@npa.go.jp

イ 期 限 見積書

令和8年2月17日(火)17時 必着

(2) 見積合わせ日時

令和8年2月18日(水) 9時

(3) 見積書の作成方法

ア 見積書の様式は問わないが見積書様式(別紙2)の内容を満たすものとし、見積書作成年月日、宛名、件名、見積金額(消費税込み)、参加者の住所、会社名、代表者名の記載及び押印の上、提出すること。

なお、見積書は社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書に記載した代表者及び事務担当者それぞれの氏名及び電話番号を記載すること。

イ 相当品を見積もる場合には相当品申請書(別紙3)を令和8年2月10日(火)までに(1)アに提出し、許可を受けること。

(4) 見積書の提出方法

ア 見積書は、提出期限までに参加者又はその代理人が(1)アに持参、郵送又はメールにより提出すること。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積書の提出は認めない。

イ メールによる提出は、押印省略により作成した見積書に限り可能とし、提出時に事前連絡をした上で提出すること。

ウ 提出した見積書の引換、変更又は取消をすることは認めない。

(5) 見積合わせ

ア 見積合わせの結果は契約の相手先と決定した業者にのみ連絡する。

イ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、予定価格の制限に達した価格の見積書がないとき、申込者が1者のみであった場合には、当部が選定した者へ再度又は追加して見積書を依頼することができる。

7 契約書類作成の要否

会計法令等に基づき契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8 その他

- (1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て参加者が負担すること。
- (2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。
- (4) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 納入物品は、全て仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。
- (7) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

仕様書

1 件名: 抵抗計ほか2件

2 納入期限: 令和8年3月30日(月)

3 品名・規格・数量等: 下記のとおりとする。

4 納入場所: 関東管区警察局長野県情報通信部 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

5 納品: 納品は官庁勤務時間(平日8:30~17:15)に行うこととし、事前に担当職員へ連絡し納品日の調整を行うこと。

6 検査: 納品書類を提出することとし、書面による検査の合格をもって完了とする。

7 相当品について: 仕様書に示した規格以外の相当品については、別紙の相当品申請書及び仕様の確認ができる資料を提出し承を得ること。
提出期限は令和8年2月10日(火)とする。

8 支払: 納入後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内とする。

9 履行期限の遅延による賠償金: 履行期限の翌日から起算して履行完了までの日数に応じ、未履行部分に係る契約金額に契約締結日の国の債権の管理等に関する律施行令第29条第1項の規定に基づき 財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。

10 支払遅延利息: 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。

11 契約解除に対する違約金: 本契約条項を履行しないときは、(未履行部分に係る)契約金額の100分の10に相当する金額を徴収して解除する。

12 その他: 本仕様書に記載されていない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、情報通信部係官と協議すること。

品目	規格	数量		参考事項
抵抗計	RM3548-50	2	個	
ピン形リード	9465-10	2	本	
ゼロアジャストボード	9454	2	個	

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 殿

住 所

会社名

代表者名

抵抗計ほか2件

(税込み)

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

相当品申請書

令和 年 月 日

抵抗計ほか2件について下表の物品を相当品として申請します。

【申請にかかる連絡先】

担当者		電話番号	
-----	--	------	--

【相当品申請事項】

品名	参考事項	相当品規格	審査結果	不可の場合、理由

【注意事項】

本申請は、参考規格以外の相当品で見積もりたい場合に令和8年2月10日（火）までに提出すること。